

## ●香川県告示第1号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和8年1月6日

香川県知事 池 田 豊 人

### 1 訪問看護事業者

指定年月日	事業所の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地
令和7年12月15日	訪問看護アイムホーム丸亀 丸亀市飯野町東分1075番地1	日本メディカル株式会社 高松市東ハゼ町8番地8

### 2 上記以外の機関

指定年月日	名 称	所 在 地
令和7年12月3日	医療法人社団良亜会 アイファミリークリニック	丸亀市川西町南826番地
令和7年12月6日	たいよう訪問歯科	坂出市川津町3926番地1
令和7年12月30日	中川内科医院	さぬき市志度797番地